

一宮監公表第1号
平成28年5月9日

一宮市監査委員	佐藤	章次
一宮市監査委員	岸澤	修
一宮市監査委員	森	利明
一宮市監査委員	平松	邦江

一宮市職員措置請求について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第4項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

一宮市職員措置請求に係る監査結果報告

1 措置請求の概要

- (1) 平成 28 年 3 月 17 日、一宮市居住の A 氏、B 氏（以下「請求人」という。）から地方自治法第 242 条第 1 項に基づく一宮市職員措置請求（以下「請求」という。）があった。

この請求は、所定の法定要件を具備しているものと認められたので受理した。

本請求は、平成 27 年度の一宮市町内会運営交付金（以下「交付金」という。）の支出について、一宮市町内会運営交付金支給要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項で、「交付金の額は、町内会加入世帯 1 世帯に 230 円を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、実際に支出された額は、町内会に加入している世帯と、同じく町内会に加入している商店・事務所・工場等（以下「事業所等」という。）の合計数に 230 円を乗じて得た額であるため、当該事業所等 4,458 件に 230 円を乗じた 1,025,340 円が要綱に違反し、不必要な支出であるとして、副市長に対し、市に弁済又は関係各町内会に相当金額を返還させることを求めていると解される。

- (2) 請求書及び事実を証する書類として提出されたものは、別紙のとおりである。

2 監査の実施

- (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人から請求の要旨を補足するために、平成 28 年 4 月 11 日に陳述を聴取した。

陳述に際して、「平成 27 年度町会長の手引」等が新たな証拠として提出された。

陳述の主な内容は、次のとおりである。

要綱第 4 条第 1 項で、「交付金の額の算定は、町内会より報告のあった毎年 5 月 1 日における世帯数等をその基礎とする。」と規定されており、この「世帯数等」に事業所等を含めることについては、問題はな

い。

しかし、同条第2項で、「町内会加入世帯1世帯に230円を乗じて」と規定されており、第1項とは異なり「等」がなく、すなわち交付金の額の算定には事業所等の数を含めない内容となっているため、副市長に修正を提言したにもかかわらず、修正が行われなかった。

その結果、事業所等の数を算定に含めて行われた当該支出は、要綱に反するものとなり、本請求書を提出するに至った。

(2) 監査対象事項

請求の対象は、請求人の主張を基に、「平成27年度の交付金の支出のうち、事業所等の数を算出根拠とする1,025,340円が違法又は不当な公金の支出に当たるかどうか」に重点を置き、監査を実施した。

(3) 関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取

本件の対象となっている交付金の所管課である企画部地域ふれあい課を監査対象とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、企画部長、企画部次長、地域ふれあい課長及びその他関係職員から事情聴取した。

3 事実の調査

関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取により得られた結果は次のとおりであった。

(1) 要綱は、次のとおりである。(関連部分のみ抜粋)

(趣旨)

第1条 地域住民による自主的で円滑な町内会活動の運営及び地域住民の福祉の増進を図ることを目的として、市行政に協力する町内会に対し、一宮市町内会運営交付金を支給する。

(交付金の額の算定)

第4条 交付金の額の算定は、町内会より報告のあった毎年5月1日における世帯数等をその基礎とする。

2 交付金の額は、町内会加入世帯1世帯に230円を乗じて得た額とする。

(2) 要綱に関する市の見解は、次のとおりである。

市は、町内会について、区域内の住民と、区域内で活動し町内会に加入している事業所等で構成されていると考えている。

本件交付金は、町内会の育成と、自治活動の推進を図るための町内会の運営に充てるために町内会に交付されており、市は、町内会に加入している事業所等も町内会の構成員として、交付金の算定に加えるべきであるとしている。

(3) 交付金の交付状況は、次のとおりである。

市の説明によれば、4月に市が開催する各地域の町会長会議で、資料を配布し、交付金の概要と手続について説明するとともに、各種書類の提出を依頼している。

町会長会議で配布している本件交付金に関する資料は、次のとおりである。

- ・「一宮市町内会運営交付金申請書」等の提出について（お願い）
- ・一宮市町内会運営交付金申請書（以下「申請書」という。）及び記入例
- ・町内会加入世帯数及び広報配布枚数報告書（以下「報告書」という。）及び記入例

報告書は、町内会会員数として、平成27年5月1日現在の町内会に加入している「①世帯数」と「②商店・事務所・工場等数」を記入する様式となっていた。また、「町内会運営交付金（①+②）×230円＝円」と記載されており、各町会長が、町内会に加入している世帯と事業所等の数から交付金の額を計算し、記入する様式となっていた。この算定金額を基に、申請書が作成され、報告書と併せて市に提出されていた。

各町内会から提出された報告書を集計した資料によれば、平成27年5月1日現在の町内会の状況は、「①世帯数」が126,124件、「②商店・事務所・工場等数」が4,458件で、その合計は130,582件であった。

提出された申請書について、内容及び金額の算定等の審査が行われ、交付の決定がされていた。交付決定額の総額は、130,582件に230円

を乗じた 30,033,860 円であった。

支出の手續について、支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従って行われており、支出負担行為決議書は適切な時期に決裁されていた。また、支出命令についても、一宮市会計に関する規則の定めるところに従って、支出命令書は調製されており、決裁、合議及び会計管理者による審査にも不備は認められず、交付金の支出は適正に執行されていた。

4 判断

平成 27 年度の一宮市町内会運営交付金の支出について、次のように判断する。

交付金の額の算定については要綱第 4 条で規定されており、第 1 項で、算定の基礎は「町内会より報告のあった毎年 5 月 1 日における世帯数等」とされ、第 2 項で、交付金の額は「町内会加入世帯 1 世帯に 230 円を乗じて得た額」とされている。

請求人は、第 1 項の「世帯数等」には「等」の表記があるが、第 2 項の「町内会加入世帯」には「等」の表記がない以上、第 2 項はあくまで世帯数のみのことを示しており、事業所等の数は含まないものであるとの考えから、要綱違反による不必要な支出が行われ、市に損害が発生したと主張している。

一方で、請求人は陳述の中で、第 1 項でいう「世帯数等」に事業所等の数を含めること自体は問題ないとしており、市も、町内会に加入している事業所等は町内会の構成員であるから、第 1 項でいう「世帯数等」に含めるべきであると主張している。これらのことから考えれば、第 1 項の「世帯数等」に対する両者の見解については相違がないと言える。

ここで、要綱第 4 条は交付金の額の算定を規定したものであり、第 1 項で算定の基礎を定め、第 2 項でその基礎に単価を乗じるという交付金の額の算定方法を規定する一体のものであると考えられる。したがって、市が第 2 項でいう「町内会加入世帯」を、第 1 項でいう「世帯数等」のことであると解釈し、運用することは、裁量の範囲内であると言える。

以上のことから、要綱第 4 条第 2 項の「町内会加入世帯」に「等」という表記がないとしても、事業所等の数を交付金の額の算定に含めることは要綱違反であるとは言えず、要綱第 1 条に規定されている交付金の趣旨に照らしても、本件支出は妥当性があると判断する。

また、支出負担行為、支出手続等は、適正に行われており、違法性はないと判断する。

5 結論

以上、これまでに述べたとおり、平成 27 年度の一宮市町内会運営交付金の支出は、違法又は不当な公金の支出には当たらず、請求人の主張には理由がないことから、請求は棄却する。



一宮市職員措置請求書

福井 斉副市長に対し1, 025, 340円(4, 458×230円)、市に対し返済すること、又は関係各町内に相当金額を返還させることを求めます。

1. 請求の要旨

「一宮市町内会運営交付金支給要綱」と「町内会加入世帯数及び広報配布枚数報告書」記入例の説明が一致しないため、平成27年4月27日、XXXXXXXXXXと一緒に副市長に面談し、一致させるよう提言いたしました。その後、平成27年5月6日付副市長宛文章で、4月27日面談内容等について報告いたしました。

平成28年2月22日担当窓口の地域ふれあい課木村課長に一宮市町内会運営交付金支給要綱の確認を行いました結果、要綱等の修正は行われていませんでした。(27年4月1日施行のまま)

そこで、平成28年3月11日行政文書公開請求書により、平成28年3月15日付、「別紙資料2」を3月16日入手致しました。

一宮市町内会運営交付金支給要綱第4条2項で「交付金の額は、町内会加入世帯1世帯に230円を乗じて得た額とする。」となっておりますが、平成27年度分支払は、平成27年8月24日、町内

会加入数に対して行われ、不必要な支払が、市から428町内、
4,458件に対し行われていることを確認致しました。よって、
要綱違反で、市が1,025,340円損害を被っていることにな
りますので、返済又は返還を求めるものです。

事実を確認する書類

平成28年3月15日発行の「27一宮地域発第67号」

3. 請求者

請 求 者 住所

(連絡担当者) 職業

氏名

(省略)

請 求 者 住所

職業

氏名

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書
を添え、

必要な措置を請求します。

平成28年3月17日

一宮市監査委員御中

添付資料

資料1. 一宮市町内会運営交付金支給要綱

資料2. 27一宮地域発67号(平成28年3月15日発行)

資料3. 平成27年5月6日付副市長宛、 出状

以上